証券コード　9941
2022年2月14日

株　主　各　位

東京都中央区日本橋小伝馬町12番９号
（本社事務所
東京都新宿区市谷砂土原町三丁目５
番地（偕成ビル））
太洋物産株式会社
代表取締役社長　柏　原　　滋

臨時株主総会招集ご通知

拝啓　日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社臨時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

新型コロナウイルスの感染リスクを避けるため、株主の皆様には、健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場を見合わせることについて、十分ご検討をお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合には、委任状用紙又は議決権行使書によって議決権を行使することができます。

当社としましては、委任状用紙による議決権の代理行使をお願いしておりますので、お手数ながら後記４頁から10頁の「議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類及び株主総会参考書類」をご検討のうえ、同封の委任状用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、ご署名・押印のうえ、同封の議決権行使書用紙と一緒に返信用封筒にて、2022年２月28日（月曜日）午後５時30分までに到着するようにご返送くださいますようお願い申し上げます。

委任状用紙以外の方法によって議決権を行使される場合には、後記３頁の「その他の方法による議決権行使のご案内」をご参照ください。

敬　具

記

１．日　　時　　2022年３月１日（火曜日）午前10時
（受付開始は午前９時を予定しております。）

２．場　　所　　東京都新宿区市谷砂土原町三丁目５番地　偕成ビル　６階　ホール

３．会議の目的事項

決 議 事 項

＜会社提案（第１号議案）＞

第 1 号 議 案　取締役４名選任の件

＜株主提案（第２号議案）＞

第 2 号 議 案　取締役５名選任の件

株主提案(第２号議案)に係わる議案の要領は、後記の**「議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類及び株主総会参考書類」**（４頁から10頁）に記載のとおりであります。

４．議決権行使にあたってのご案内

(1) 賛否の表示がない場合の取り扱い

各議案につき賛否の表示をされない場合は、会社提案（第１号議案）については「賛」、株主提案（第２号議案）については「否」の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

(2) 重複して議決権行使がなされた場合の取り扱い

委任状による議決権行使と議決権行使書による議決権行使が重複してなされた場合は、委任状による議決権行使の内容を有効なものとしてお取り扱いいたします。

(3) 重複取締役候補者の取り扱い

会社提案（第１号議案）及び株主提案（第２号議案）のうち、柏原滋及び姜偉（長崎旭倫）は重複する取締役候補者となっています。重複候補者について、第１号議案あるいは第２号議案で「賛成」をお示しいただいた場合は、他方で異なる場合であっても、「賛成」の意思表示があったものとしてお取り扱いいたします。

(4) 本臨時株主総会における議決権行使の公正性を害する行為への対応について

クオカードその他の金品を配布して委任状や議決権行使の勧誘を行う等、経済的利益の提供を誘引として委任状を取得し、又は議決権行使書等による議決権行使を促す方法（※）、委任状の勧誘の際に、当社のロゴを利用する等して株主に当社からの勧誘であると誤解を生じさせるおそれのある表現を用いて、委任状を取得する方法、その他の不公正な方法を用いて、委任状や議決権行使書等による株主の議決権行使に不当な影響を及ぼした事実（以下「本不正行為」といいます。）が客観的に確認された場合には、本臨時株主総会における議決権行使の公正性を害するものとして、本不正行為により取得された委任状に基づく議決権行使、及び本不正行為を受けてなされた議決権行使書等による議決権行使は、いずれも無効として取り扱う場合がございます。

※例えば、当社の第81回定時株主総会に際して、株式会社敷島ファームが当社株主の一部に対して行った金券（クオカード）3,000円分を配布して委任状や議決権行使の勧誘を行う行為はまさに当該行為に該当するものと考えられます。

なお、株主の皆様において、本不正行為が行われていることを発見した場合には、以下の連絡先までご連絡ください。

≪ご連絡先≫

東京都新宿区市谷砂土原町三丁目５番地　偕成ビル５階
太洋物産株式会社　総務部
TEL：03-5946-8000
FAX：03-5946-8111
Email：ir@taiyo-bussan.co.jp

※本不正行為が確認された場合等には、下記の当社ＨＰでお知らせいたします。

≪当社ＨＰ：http://www.taiyo-bussan.co.jp≫

(5) 議決権行使のご案内

本臨時株主総会における議案の詳細と取締役会の考え方につきましては、後記の「議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類及び株主総会参考書類」（４頁から10頁）をご参照いただきますよう、お願い申し上げます。

なお、**本臨時株主総会においては、株主様１名より、株主提案が行われており（第２号議案）、当社取締役会はこれに反対しております。**詳細は後記の「議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類及び株主総会参考書類」（４頁から10頁）をご参照ください。

当社取締役会の考えにご賛同いただける株主様におかれましては、**第１号議案に賛成、第２号議案に反対**の議決権行使をいただきますよう、お願い申し上げます。

(6) 議決権行使の方法

■委任状による議決権行使のご案内

当社としましては、委任状による議決権行使をお願いしております。

委任状による議決権行使とは、代理人に対して議決権の行使を委任いただく方法です。

①同封の委任状の記入方法・返送方法をご参照のうえ、**同封の委任状用紙に議案に対する賛否及びその他の必要事項をご表示いただき、ご署名・押印の上、**②同封の議決権行使書用紙を切り離さず、**議決権行使書用紙と一緒に、**③返信用封筒にて、**2022年２月28日（月曜日）午後５時30分までに到着するようご返送ください。**

■その他の方法による議決権行使のご案内

株主総会にご出席いただける場合

同封の議決権行使書用紙を株主総会当日に会場受付にご提出ください。

議決権行使書のみで行使をご希望の場合

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、**2022年２月28日（月曜日）午後５時30分**までに到着するようご返送ください。

以　上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
◎本招集ご通知に添付しております議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類及び株主総会参考書類の内容に修正すべき事情が生じた場合は、インターネット上の当社ＨＰ（http://www.taiyo-bussan.co.jp）に掲載させていただきます。
◎株主総会にご出席の株主様への粗品等のご用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類及び株主総会参考書類

1.議決権の代理行使の勧誘者

太洋物産株式会社

代表取締役社長　柏原　滋

2．議案及び参考書類

＜会社提案（第１号議案）＞

第１号議案　取締役４名選任の件

当社は、2021年12月28日開催の第81期定時株主総会の終結の時をもって取締役３名全員が任期満了となっておりますが、同第81期定時株主総会にて上程いたしました取締役選任議案が否決されたため、会社法第346条第１項の定めにより、柏原滋、姜偉（長崎旭倫）、日下部繁次の各氏が取締役としての権利義務を有するものとして職務を遂行してまいりました。

つきましては、当社の事業の継続的な発展と株主共同の利益の確保のため、あらためて取締役２名と社外取締役２名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな 氏名 （生年月日）	略歴、当社における地位（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式の数
1	（再　　任） かしわばら　しげる 柏　原　　滋 (1965年8月15日生)	1991年４月　日本合同ファイナンス株式会社（現　株式会社ジャフコ）入社 1995年４月　太洋物産株式会社入社　社長室長代理 1996年12月　太洋物産株式会社　取締役 社長室長 2002年４月　太洋物産株式会社　代表取締役専務 2010年５月　太洋物産株式会社　代表取締役社長（現任） 管理本部管掌（現任） 2015年12月　生活産業部管掌・ 上海太洋栄光商業有限公司管掌	86,277株

候補者番号	ふりがな 氏名 （生年月日）	略歴、当社における地位（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式の数
2	（再　　任） 姜　偉（長崎　旭倫） （じゃん　うぇい　ながさき　あきのり） (1964年９月20日生)	1985年12月　太洋物産株式会社入社 2006年４月　北京駐在事務所長 2010年１月　北京駐在事務所長兼広州駐在事務所長 2012年４月　営業開拓部マネージャー兼 北京駐在事務所長 兼 広州駐在事務所長 2012年11月　上海太洋栄光商業有限公司　董事長 2013年12月　補欠取締役　執行役員　営業開拓部 ジェネラルマネージャー 2016年12月　太洋物産株式会社　取締役（現任） 2016年12月　食料１部　食料２部　営業開拓部　生活産業部　上海太洋栄光商業有限公司　管掌 2019年１月　食料部 営業開拓部 生活産業部　管掌 上海太洋栄光商業有限公司　総経理（現任）	－株
3	（新任・取締役候補者） 長井　秀文 （ながい　ひでふみ） (1970年４月３日生)	1994年４月　太洋物産株式会社 入社 2004年10月　株式会社ハイファイフーズ　設立 同社　代表取締役社長（現任） 2015年２月　株式会社愛宕トレーディング　設立 同社　代表取締役社長（現任） 2022年１月　太洋物産株式会社　執行役員（現任）	－株
4	（新任・取締役候補者） 須田　忠雄 （すだ　ただお） (1946年２月２日生)	1978年９月　株式会社やすらぎ（現　株式会社カチタス）設立　同社代表取締役社長 1979年８月　有限会社ティーアール商事（現　株式会社ティーアール商事）　設立　同社　代表取締役 2005年４月　一般財団法人夢チャレンジ財団　設立　同財団　理事長（現任） 2015年12月　株式会社ティーアール商事　代表取締役会長（現任）	147,600株

(注) 1.所有する当社の株式の数は2022年１月22日現在のものであります。
2.候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3.長井　秀文氏及び須田　忠雄氏は社外取締役候補者であります。
4.長井　秀文氏を新任社外取締役候補者とした理由は以下のとおりであります。
長井　秀文氏は、食肉卸売会社及び輸入会社を経営されており、食品関連事業の見直し及び新たな商流構築等についてご指導いただき、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断し、新たに選任をお願いするものであります。

5.須田　忠雄氏を新任社外取締役候補者とした理由は以下のとおりであります。
須田忠雄氏は、上場企業を創業された実績と他の上場企業の創業者や実力者との人的ネットワークを持つ実業家であり、多数の企業コンサルタント経験を活かして当社のガバナンスの充実と経営基盤の強化をサポートいただけるものと判断し、新たに選任をお願いするものです。

6.社外取締役との責任限定契約内容の概要
長井　秀文氏及び須田　忠雄氏が当社社外取締役に選任された場合は、会社法第427条第１項の規定に基づき、会社法第425条第１項に定める最低責任額を限度として、損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。

7.役員等賠償責任保険契約の概要
当社は、取締役全員を被保険者とする、会社法第430条の３第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社と締結しており、被保険者が負担することとなる職務の執行に関する責任及び当該責任の追及に係わる請求による損害を当該保険契約により補填することとしております。なお、各候補者が原案通り選任された場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期途中に当該保険契約について同内容での更新を予定しております。なお、保険料は全額当社で負担しております。

＜株主提案（第２号議案）＞

第２号議案は、株主（１名）からの提案によるものであります。

当社取締役会は、株主提案である第２号議案に**反対**いたします。
第２号議案に対する反対の理由は９頁から10頁に記載しております。

第２号議案　取締役５名選任の件

【議案の要領】

以下の取締役候補者５名を、当社の取締役に選任することをお諮りするものです。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式の数
1	（再任） 柏　原　　滋 (1965年８月15日生)	1991年４月　日本合同ファイナンス株式会社（現　株式会社ジャフコ）入社 1995年４月　太洋物産株式会社入社　社長室長代理 1996年12月　太洋物産株式会社　取締役 社長室長 2002年４月　太洋物産株式会社　代表取締役専務 2010年５月　太洋物産株式会社　代表取締役社長(現任) 管理本部管掌（現任） 2015年12月　生活産業部管掌・上海太洋栄光商業有限公司　管掌	86,277株
2	（再任） 姜　偉（長崎　旭倫） (1964年９月20日生)	1985年12月　太洋物産株式会社入社 2006年４月　北京駐在事務所長 2010年１月　北京駐在事務所長 兼 広州駐在事務所長 2012年４月　営業開拓部マネージャー 兼 北京駐在事務所長 兼 広州駐在事務所長 2012年11月　上海太洋栄光商業有限公司董事長 2013年12月　補欠取締役　執行役員　営業開拓部 ジェネラルマネージャー 2016年12月　太洋物産株式会社　取締役（現任） 2016年12月　食料1部　食料2部　営業開拓部　生活産業部 上海太洋栄光商業有限公司　管掌 2019年１月　食料部　営業開拓部　生活産業部 上海太洋栄光商業有限公司　総経理（現任）	－株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式の数
3	(　新　任　) 松　島　伸　介 (1971年８月28日生)	1994年４月　高木証券株式会社入社 1996年10月　株式会社アプラス入社 2000年１月　フレックス株式会社入社 2009年６月　株式会社エムエム設立 同社　代表取締役（現任）	－株
4	(新任・社外取締役) 横　山　友　之 (1975年６月５日生)	2002年10月　監査法人トーマツ入社 2006年12月　公認会計士登録 2009年４月　デロイトトーマツFAS株式会社 （現　デロイトトーマツファイナンシャルアドバイザリー合同会社）出向 2009年７月　横山経営会計事務所設立　同代表者（現任） 税理士登録 2011年５月　ポケットカード株式会社　社外独立役員 2015年７月　株式会社立飛ストラテジーラボ 非常勤執行役員（現任） 2019年３月　光ビジネスフォーム株式会社 社外独立役員（現任） 2021年７月　一般社団法人立飛教育文化振興会　理事長（現任） 2021年10月　一般財団法人オークネット財団　評議員（現任）	－株
5	(新任・社外取締役) 大　下　良　仁 (1986年１月24日生)	2012年１月　大分地方裁判所　判事補　任官 2015年４月　二重橋法律事務所（現　祝田法律事務所）入所 2017年４月　東京地方裁判所　判事補 2019年４月　弁護士登録 弁護士法人琴平綜合法律事務所入所（現任） 2020年４月　株式会社ヒューマンクリエーションホールディングス　監査役（現任）	－株

(注) 1.柏原 滋氏を取締役候補者とした理由は次の通りであります。
柏原滋氏は、1995年より、長年にわたって当社で勤務し、また、2002年より当社代表取締役を務めるなど、当社事業に対する理解と長年の経験を備えていることから、新たに選任される社外取締役の監督の下であれば、当社取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断し、引き続き選任をお願いするものです。

2.姜 偉氏を取締役候補者とした理由は次の通りであります。
姜 偉氏は、1985年より、長年にわたって当社で勤務し、また2016年より当社取締役も務めるなど、当社業務全般に対する豊富な理解と経験を備えていることから、当社取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断し、引き続き選任をお願いするものです。

3.松島 伸介氏を取締役候補者とした理由は次のとおりであります。
松島 伸介氏は、ファイナンス業務を中心として豊富な経験を有し、さらに企業に対するコンサルティング・M&A事業を営む会社の代表取締役としての経験も有していることから、当社の取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断し、新たに選任をお願いするものです。

4.横山 友之氏を社外取締役候補者とした理由は次のとおりであります。
横山 友之氏は、公認会計士資格及び税理士資格を有し、大手監査法人での勤務経験、自らが代表を務める会計事務所の経営経験も有することから、当社の経営に対してもかかる知見からの助言が期待でき、当社取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断し、新たに選任するものです。

5.大下 良仁氏を社外取締役候補者とした理由は以下のとおりであります。
大下 良仁氏は、裁判官としての経験と弁護士としての経験の双方を有し、法律実務に関する豊富な経験を有しているといえることから、当社の経営に対してもかかる知見からの助言が期待でき、当社社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断し、新たに選任をお願いするものです。

（会社注）以上は、提案株主から提出された株主提案書に記載の要領及び提案の理由を原文のまま記載したものであります。

≪上記株主提案（第２号議案）に対する取締役会の意見≫

当社取締役会は、以下の理由により、本株主提案に反対いたします。

【反対の理由】

当社取締役会は、現在、独立社外取締役１名を含む計３名の取締役及び２名の独立社外監査役を含む計４名の監査役により、実効性ある経営監督機能を実現していることから、当社提案の取締役及び監査役の構成が最も適切かつ十分な体制だと考えております。

今後現状の体制を充実・強化するために、新たな社外取締役２名を含む４名を取締役候補者とする取締役選任議案（会社提案）を上程する予定です。新任の社外取締役候補者である長井秀文氏は、経歴等からも事業環境や当社の経営方針を熟知し、同業の事業会社の経営も成功させている実績がある候補者であります。また、須田忠雄氏は、上場企業を創業された実績と他の上場企業の創業者や実力者との人的ネットワークを持つ実業家であり、多数の企業コンサルタント経験を活かして当社のガバナンスの充実と経営基盤の強化

をサポートいただける候補者であります。
　したがって、会社提案の取締役及び監査役の構成が、コーポレート・ガバナンスの透明性を確保し、長期的かつ継続的な企業価値の最大化が期待できる最も適切かつ十分な体制だと確信しております。

　以上のことから、当社取締役会としては、上記のとおり、企業価値の向上ひいては株主共同の利益の観点から、当社取締役候補者としては適切でないと判断し、株主提案である第２号議案に反対いたします。

以　上

メ　モ

臨時株主総会会場ご案内図

東京都新宿区市谷砂土原町三丁目５番地
偕成ビル　６階　ホール
連絡先　03（5946）8000　（総務部）

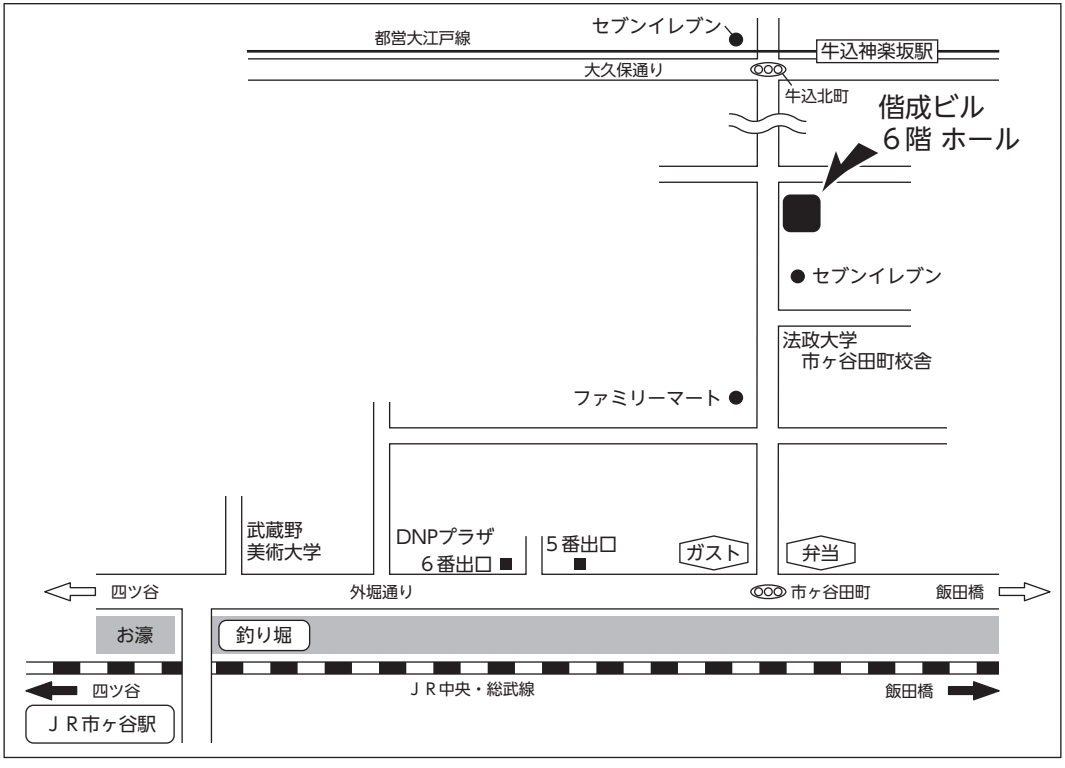

交通のご案内

最寄駅

ＪＲ中央・総武線／東京メトロ有楽町線・南北線　「市ケ谷駅」徒歩８分
都営大江戸線　「牛込神楽坂駅」徒歩８分